

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件、衆議院議員提出2件及び本院議員提出2件の合計17件であり、内閣提出13件及び衆議院議員提出1件の合計14件を可決し、衆議院議員提出1件及び本院議員提出2件の合計3件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願18種類259件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成13年9月の米国における同時多発テロ以降、物価下落と生産活動の縮小が相互に作用し、景気が加速的に悪化する懸念が強まったことから、政府は、経済対策として、経済への即効性が高く、構造改革の加速に資する社会資本整備を行うため、平成13年度第2次補正予算を編成した。同補正予算の財源については、国債新規発行額を30兆円以内に抑制するとする小泉内閣の基本方針を維持するため、国債整理基金特別会計に帰属するNTT株式の売払収入（2.5兆円）を活用することとなった。日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案は、NTT株式の売払収入による社会資本整備の対象の拡大、追加及び償還期間の変更等を主な内容とするものである。

委員会においては、改革推進公共投資と従来の公共事業との違いや、第2次補正財源にNTT株式売払収入を充てる理由について関心が寄せられ、政府からは、「早期執行が可能で景気刺激に対して即効性の高い事業を対象としており、財源については、財政の節度を守るため、NTT株式の売払収入を財源として活用した」旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

例年通り衆議院財務金融委員長により提出された平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、稲作等の転作を行う者等に対し交付する補助金等について、税制上の軽減措置を講じようとするものであり、全会一致で可決すべきものとされた。

次に、平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、企業収益の悪化を受け税収が落ち込む中、国債の新規発行額を30兆円以内に抑制するため、平成14年度の特例公債の発行に加え、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れの特例、日本中央競馬会からの一般会計への特別国庫納付金に係る措置及び昭和59年度に一般会計が承継した交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還負担を平準化する特例を設けようとするものである。

また、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の軽減、老人等の少額貯蓄非課税制度の改組、沖縄の金融業務特別地区における特別控除制度の創設等のほか、既存の租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、国債の発行残高が増加する中で、国債の信用力を維持する方策等について質疑が行われ、政府からは、「現在の高い貯蓄率

等を考えると、国債価格の暴落は現実的ではない」としながらも、「財政構造改革に積極的に取り組むとともに、市場のニーズに応じた国債発行や適正な債務管理に努めたい」旨の答弁がなされた。また、今後の税制改革の方向性について、塩川財務大臣から、「公正、簡素の原則に加え、経済活性化という観点から税制を考えていくべき」旨の発言があった。

採決の結果、両法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、「社会経済構造の変化に対応した税制の確立」、「租税特別措置の整理合理化の推進」等、3項目の附帯決議が付された。

次に、**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案**は、塩の輸入自由化に伴い精製塩の関税措置を導入するとともに、中国のWTO加盟及びシンガポールとの新時代経済連携協定の実施に伴い、特別な緊急関税制度を導入する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、国内製塩業の構造改革の見通し、不正薬物、銃器など社会悪物品の摘発体制の整備等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「国内産業への影響を踏まえた関税率の改正」、「税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進」等、3項目の附帯決議が付された。

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案は、日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進めるため、同社の株式の政府保有比率を引き下げ、同社が機動的に新株等の発行を行い得るようにするものである。

委員会においては、同社の完全民営化に向け、政府の関与を縮小する必要性や、喫煙と健康問題等について質疑が行われた。また、質疑の中で、塩川財務大臣は、たばこ税の税率引上げの可能性に言及した。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

平成13年9月の米国同時多発テロ事件の後、日本でも、テロリズムに対する資金供与の防止への取組の必要性が強く認識されるようになった。**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案**は、テロ資金供与防止条約の的確な実施等に資する観点から、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るため、顧客等の本人確認及び取引記録の作成・保存に関する措置を講ずるものである。

また、**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**は、テロリストに対する資産凍結等の効果的な実施を図るため、外国為替取引において、金融機関等に対し顧客等の本人確認を義務付ける等の規定を整備するものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、マネー・ローンダリング対策に必要な捜査機関との協力・連携の必要性等に関する質疑が行われた後、両法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

独立行政法人造幣局法案及び独立行政法人国立印刷局法案は、中央省庁等改革の一環として、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局及び銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局をそれぞれ設立するため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項のほか、貨幣及び銀行券の偽造に対処する措置等を定めるものである。

また、**貨幣回収準備資金に関する法律案**は、造幣局の独立行政法人化に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を、新た

に一般会計に設置するものである。

委員会においては、以上3法律案は一括して審議され、造幣局及び印刷局を独立行政法人化する理由や通貨発行に対する財務大臣の関与の在り方等について質疑が行われた後、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次に、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、9つの政策金融機関に対し、金融庁の検査を導入できるようにするものである。

委員会においては、政策金融機関に対する金融庁検査の内容、政策金融機関が今後果たすべき役割等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「政策金融機関の業務運営の在り方」や、「中小企業等の実態を踏まえた金融庁による検査の必要性」等、5項目の附帯決議が付された。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案は、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度や、証券取引等に係る清算機関の制度等を整備するとともに、国債の買入償却や国債整理基金における金利スワップの導入等、国債の消化の円滑化に向けた枠組みを整備しようとするものである。

委員会においては、証券決済システムの整備が証券市場に与える効果について関心が寄せられ、柳澤金融担当大臣は、証券決済のインフラ整備が、証券決済に伴うリスクの削減や効率化につながるとの認識を示した。また、政府が金利スワップ取引を行うことにより、市場に攪乱的な影響が出るのではないかという懸念に対して、政府は、「取引方法や実施金額に十分配慮するほか、国債発行計画で実施限度額をあらかじめ公表することで、市場と節度のある関係を保つことができる」旨の見解を示した。

本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、国債整理基金において金利スワップ取引を行うことができるとする改正規定の削除を内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、原案は多数をもって可決すべきものとされた。

法人税法等の一部を改正する法律案は、連結グループを一体として課税する連結納税制度を創設するとともに、同制度の創設による税収の減少を補うため、連結付加税を導入する等の措置を講ずるものである。当初、連結納税制度は、立法作業が遅れ、平成15年度から適用されることが見込まれていたが、同制度の早期導入に積極的な産業界からの要望を受け、本年度から適用される規定を盛り込んだ上で、本年5月に本法律案が提出された。

委員会においては、連結納税制度の導入に伴う減収に対処する財源確保の在り方と連結付加税見直しの必要性等について質疑が行われたが、政府は、「厳しい財政状況を考えると、連結納税制度の導入による減収分を企業以外の負担で補てんすることは適当でなく、法人税の枠組みの中で補てんを行うことが適当」との認識を示した。また、経済活性化のための税制の在り方については、塩川財務大臣より、「一般歳出の削減分を財源にして、試験研究や先端技術への投資に対する税制上の優遇措置を考えている」旨の答弁があった。なお、参考人として、東京大学大学院法学政治学研究科教授中里実君、社団法人日本経済団体連合会専務理事中村芳夫君、日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君を招致し、意見を聴取した。また、本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、連結付加税の削除等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑も行われた。

質疑の終局後、国会法第57条の3の規定に基づき、内閣から意見を聴取したところ、内閣としては修正案に反対する旨の意見が述べられた。採決の結果、修正案は否決され、原案は多数をもって可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「納税者に対する制度の周知及び運用に当たっての十分な配慮」や、「連結納税制度の適用状況及び税収等の動向を踏まえた連結付加税の見直しについての検討」等、3項目の附帯決議が付された。

衆議院議員により提出された**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案**は、株式持ち合い関係の解消の動きに対応し、事業法人による銀行等の株式の処分の円滑を図るため、一定の要件のもとで、銀行等保有株式取得機構が事業法人から銀行等の株式を買い取ることを可能とするものである。

本院議員により提出された**地域金融の円滑化に関する法律案**は、地域金融の円滑化を推進するため、それに関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責任を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する個々の銀行等の寄与の程度に関する評価の制度を設けようとするものである。

本院議員により提出された**特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案**は、特定非営利活動を促進するため、所得税の寄付金控除に係る特定寄付金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等を行うものである。

以上3法律案は、いずれも継続審査となった。

〔国政調査等〕

3月14日、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣より所信を聴取した。塩川財務大臣は、①歳出の一層の効率化等による財政構造改革、②抜本的な税制改革、③世界経済の安定的発展に対する貢献を政府が取り組むべき課題として挙げた。

次に柳澤金融担当大臣は、①不良債権の最終処理の促進と企業再生への取り組み、②金融機関への検査・監督を通じた金融システムの安定化の確保、③透明性、公正性の高い証券市場の構築を今後の金融行政の目標として掲げ、特に、金融システムの安定化について、「万一、金融危機のおそれがある場合には、法令に従い的確に対処する」と強調した。

3月19日、両大臣の所信に対する質疑を行い、90年代の経済対策の効果、今後の税制改革の展望、金融機関の経営健全化の進捗状況及び整理回収機構を活用した不良債権処理の在り方等について議論が交わされた。この中で、金融機関の健全性に関して、柳澤金融担当大臣から、「ペイオフ凍結が解除される4月に営業している金融機関は、全て健全であることが展望できる状況にある」旨の答弁があった。

また、3月20日には、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度の金融庁、財務省関係予算等について審査を行い、公共事業の単価の見直し状況、住宅の買換えに係る税制上の措置の見直し、資金繰りに苦しむ中小企業への対応策、株式の空売り規制の強化が株価に与えた効果等について質疑が行われた。

3月28日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成13年12月報告）を速水日銀総裁から聴取した。同報告に対する質疑が4月4日行われ、

インフレターゲット論に対する日銀の見解、量的緩和策を継続した場合の副作用、日銀の国債保有とリスク管理の実態、円安が日本経済に与えた効果等について質疑が行われた。

本年4月には、金融システム及び金融機関の健全性に関心が集まる出来事が相次いだ。

まず、4月1日、96年から特例として続いてきたペイオフ凍結が一部終了した。また、同日、組織再編を行ったみずほフィナンシャルグループ傘下の2銀行で大規模なシステム障害等が起こり、その後長期間にわたり、預金者等の資金決済に重大な支障が生じた。加えて、4月12日、平成13年10月以来主要行に対して行われていた特別検査の結果が金融庁より公表された。

これらを受け、4月16日、主要行に対する特別検査の結果等に関する報告を柳澤金融担当大臣より聴取するとともに、参考人として、全国銀行協会会長山本恵朗君、社団法人全国信用金庫協会会長長野幸彦君、社団法人全国信用組合中央協会会長田附良知君、社団法人全国信用保証協会連合会会長牧野洋一君及び株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君を招致し、質疑を行った。

委員会においては、ペイオフ凍結解除に伴う預金シフトの現況、中小企業金融安定化特別保証制度の返済条件緩和についての参考人の評価、中小金融機関の合併推進についての参考人の見解、特別検査の対象とした債務者の範囲の妥当性、みずほ銀行のシステム障害に伴う損失の補償についての参考人の見解、金融検査マニュアル「別冊・中小企業融資編」に対する参考人の評価等について質疑を行った。

この中で、今回の特別検査は上場企業の債務者のみを対象としており、不良債権の実態を反映していないとの指摘に対し、柳澤金融担当大臣は、「市場の評価が急激に下がった企業等を特別検査の対象としており、その他の債務者については、通常の検査で自己査定の適切性を把握していく」と述べた。

また、中小金融機関に対する金融検査の実態について、長野全国信用金庫協会会長及び田附全国信用組合中央協会会長から、「従来の金融検査は、必ずしも中小零細業者の特性を踏まえていないという意見が多く、今後も金融検査の在り方について積極的に要望を行いたい」旨の意見が述べられた。

さらに、みずほ銀行のシステム統合の時期を巡り、経営陣の判断に過失があったのではないかという問いに対し、前田みずほホールディングス社長は、「システム開発に関しては、個別のチェックを行いながら完璧を期してきた」旨、答弁した。

7月4日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成14年6月報告）を速水日銀総裁から聴取した。また、7月11日に同報告に対する質疑が行われ、日銀の量的緩和政策がもたらした効果、物価水準ターゲットについての日銀の見解、90年代における日本の金融政策に言及したF R B報告についての日銀の見解、山一証券に対する日銀特融が返済不能になった場合の財務省の対応、日銀金融政策決定会合の審議実態等について質疑が行われた。

7月16日には、金融及び証券取引に関する実情調査を目的として、株式会社東京証券取引所及び日本銀行を視察した。

7月18日、財政及び金融等に関する調査を行い、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣及び竹中経済財政政策担当大臣等に対し、アジア通貨単位構想の推進の必要性、デフレ克服のための具体策、予算編成プロセスにおけるガバナンスの枠組み、社会保障給付と税負担の

在り方、国民負担の増加が個人消費に及ぼす影響等について質疑を行った。

この中で、アジア通貨単位構想について、塩川財務大臣は、「通貨の変動に対する不安を解消する意味で複数の基軸通貨があることが望ましく、中長期的に研究に取り組む」旨の発言があった。また、デフレ克服のための政府・日銀の取り組みについて、竹中経済財政政策担当大臣は、「不良債権処理を粛々と進めると同時に、日銀によるベースマネーの拡大によりマネーサプライが拡大する状況を作り出すことがデフレを克服するための基本的な考えだ」と述べた。

(2) 委員会経過

○平成14年1月31日（木）（第1回）

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年2月1日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

欠席会派 無

○平成14年2月8日（金）（第3回）

- 平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金融委員長坂本剛二君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第3号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無

反対会派 なし

○平成14年3月14日（木）（第4回）

- 財政政策等の基本施策に関する件について塩川財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から所信を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、森下国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行理事増淵稔君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- 平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上3案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年3月20日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）

平成14年度特別会計予算（衆議院送付）

平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役白川方明君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、高木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年3月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、滝総務大臣政務官、河野総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年3月28日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民、無

（閣法第4号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民、無

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無
反対会派 共産、国連

なお、附帯決議を行った。

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

○平成14年4月4日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作彌君、同銀行理事増淵稔君及び同銀行理事小池光一君に対し質疑を行った。

○平成14年4月9日(火)(第10回)

- 日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について塩川財務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成14年4月11日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人及び参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長本田勝彦君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民、無
反対会派 共産

○平成14年4月16日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 主要行に対する特別検査の結果等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人社団法人全国信用金庫協会会長長野幸彦君、社団法人全国信用組合中央協会会長田附良知君、社団法人全国信用保証協会連合会会長牧野洋一君、日本銀行総裁速水優君、株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君、全国銀行協会会長山本恵朗君及び日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。
- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴き、
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月18日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）

以上両案について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 社民

（閣法第62号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 社民

○独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）（衆議院送付）

独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）（衆議院送付）

貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上3案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月25日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）（衆議院送付）

独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）（衆議院送付）

貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上3案について塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行発券局長秋山勝貞君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第63号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無

反対会派 共産、国連

（閣法第64号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無

反対会派 共産、国連

（閣法第65号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民、無

反対会派 共産

○平成14年5月21日（火）（第15回）

○政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月23日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、砂田財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行政策委員会審議委員植田和男君、商工組合中央金庫理事長江崎格君、住宅金融公庫総裁望月薫雄君、預金保険機構理事長松田昇君、国民生活金融公庫総裁尾崎護君及び中小企業金融公庫総裁堤富男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第74号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年5月30日(木)(第17回)

- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第69号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月4日(火)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第69号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行総裁速水優君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕君及び株式会社大阪証券取引所代表取締役社長巽悟朗君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第69号) 賛成会派 自保、公明、国連、無
反対会派 民主、共産、社民

○平成14年6月6日(木)(第19回)

- 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月11日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、大島経済産業副大臣、山下環境副大臣、松経済産業大臣政務官、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年6月13日(木)(第21回)

- 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授中里実君、社団法人日本経済団体連合会専務理事中村芳夫君及び日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年6月25日(火)(第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)及び同案に対する修正案について修正案提出者参議院議員峰崎直樹君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第98号) 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、国連、社民、無
なお、附帯決議を行った。

○平成14年7月4日(木)(第23回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

○平成14年7月11日(木)(第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事三谷隆博君、同銀行理事白川方明君及び同銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成14年7月18日(木)(第25回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- アジア通貨単位構想に関する件、景気動向と金融・為替政策に関する件、予算編成プロセスに関する件、社会保障給付と税負担に関する件、国民負担の増加と消費への影響に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日(水)(第26回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第38号外258件を審査した。
- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)(衆議院提出)
地域金融の円滑化に関する法律案(参第3号)
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(参第8号)
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子の貸付制度について整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定める必要があることにかんがみ、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備特別措置法」という。）その他関係法律について、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 社会資本整備特別措置法等に規定する国の無利子貸付制度の見直し

- (1) 事業収益により償還財源が賄われる収益回収型（Aタイプ）の無利子貸付けについては、民間事業者が収益施設と併せて街路、下水道等の公共施設を自ら整備する事業等を貸付対象に追加する。
- (2) 将来の国庫補助金を償還財源とする補助金型（Bタイプ）の無利子貸付けについては、貸付対象事業を、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであって緊急に実施する必要があるものに改める。

また、国の直轄事業についても日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用できることとし、国の会計間における所要の繰入れ及び繰戻しの規定を整備する。

- (3) 民間活力を活用して施設整備を行う民活型（Cタイプ）の無利子貸付けについては、PFI事業の普及を促進するため、貸付対象事業に民間事業者によるPFI事業を追加する。

2 その他関係法律の規定の整備

- (1) 社会資本整備特別措置法に定める無利子の貸付制度の枠組みの下、貸付対象事業に関連する別の法律において無利子貸付けの直接の根拠を定める等所要の規定の整備を行う。
- (2) 新たな経理処理を要する特別会計について、関連の特別会計法における所要の規定の整備を行う。
- (3) その他の関係法律について所要の規定の整備を行い、社会資本整備特別措置法と合わせて94法律の改正を行う。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第2号)

【要旨】

本法律案は、最近における国の財政収支の状況にかんがみ、当面の適切な財政運営に資するため、平成14年度における公債の発行の特例に関する措置等、所要の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

- (1) 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債（いわゆる建設公債）のほか、平成14年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（23兆2,100億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)による特例公債の発行は、平成15年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成14年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

2 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成14年度において、外国為替資金特別会計より一般会計に、通常の決算上の剰余金の繰入れをするほか、同特別会計より一般会計に、1,500億円を限り、特別に繰り入れることができる。

3 日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

日本中央競馬会は、平成14事業年度については、既定の国庫納付金のほか、特別積立金のうち50億円を平成15年3月31日までに国庫に納付しなければならない。

4 国債整理基金特別会計法の適用の特例等

一般会計が交付税及び譲与税配付金特別会計より昭和59年度に承継した債務のうち、平成13年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法上の定率繰入れの対象とし、債務償還の平準化を図る。

5 施行期日

本法律案は、平成14年4月1日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、中小企業関係税制の改正及び金融・証券税制の改正を行うとともに、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業関係税制

- (1) 中小企業者等に対する同族会社の留保金課税制度の特例として、次の措置を講ずる。

- ① 留保金課税の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者で、前事業年度の試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるものを適用対象に加えた上、その適用期限を2年延長

する。

② 資本金1億円以下の同族会社に係る留保金課税の税額を、2年間の措置として、5%軽減する。

(2) 交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円（現行300万円）に引き上げる。

(3) 個人が平成14年1月1日以後に相続等により取得した特定事業用資産に該当する一定の取引相場のない株式等について、相続税の課税価格の10%を減額する。

2 金融・証券税制

(1) 老人等の少額貯蓄非課税制度を、平成18年1月1日をもって、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。これに伴い、平成15年1月1日から平成17年末までの段階的措置として、平成14年末において非課税貯蓄を有する65歳以上の者については、平成17年末まで非課税枠の範囲内で利子非課税を継続することとし、平成15年1月1日以降に65歳以上になる者については、非課税制度の対象としない等の措置を講ずる。

(2) 証券会社に設定した特定口座内の上場株式等の譲渡所得については、簡便な申告とするため、その特定口座外の上場株式等とは区分して計算することができるとともに、選択により、15%の源泉徴収の上、申告不要とすることができる。

(3) スtock・オプション税制について、適用対象者の範囲を拡大するとともに、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間限度額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(4) 外国の金融機関等が、国内の金融機関との間で開始したレポ取引（債券の買戻又は売戻条件付売買取引）から生ずる利子について、2年間の措置として、非課税とする。

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 平成14年4月1日以後2年間に中高層耐火建築物等を取得した場合における登記に対する登録免許税について、所有権の移転登記に係る税率を2.5%（本則5%）にする等の軽減措置を講ずる。

(2) 平成15年末まで適用が停止されている土地等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の税率を25%（現行30%）に引き下げる。

(3) 個人が平成14年1月1日以後に相続等により取得した特定事業用資産に該当する一定の山林について、相続税の課税価格の5%を減額する。

(4) 沖縄振興特別措置法の制定に伴い、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区又は特別自由貿易地域内において新設された認定法人について、設立後10年間、地区内で営む特定情報通信事業、金融業務に係る事業又は製造業等から得られた所得について、35%の所得控除を認める等の措置を講ずる。

(5) 2005年日本国際博覧会への出展費用等の支出等に充てるための準備金の積立てを認める日本国際博覧会出展準備金制度を創設する。

4 その他

(1) 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対して福祉の増進の措置として国から支給される一定のものについては、所得税を課さない。

(2) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度の廃止等既存の特別措置の整理合理

化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

5 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成14年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成14年度の租税減収見込額は、約80億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（関法第9号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、関税の減免税・還付制度、特殊関税制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率の改正

- (1) 塩の輸入自由化に伴い、精製塩について、基本関税率の引上げ及び3年の暫定関税率の設定を行う。
- (2) 原油及び石油製品に係る関税の軽減税率の引下げ等を行う。
- (3) 少額輸入貨物に対する簡易税率を引き下げる。

2 関税の減免税・還付制度の改正

- (1) 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の免税制度の適用期限を5年延長するとともに、一定の条件で、空港外の特定の販売施設で購入する物品についても同制度を適用する。
- (2) 加工再輸入減税制度の適用期限を3年延長するとともに、同制度の対象へのニット製衣類の追加等を行う。
- (3) 石油アスファルト等に係る関税の還付制度の適用期限を1年延長するとともに、還付率を引き下げる。

3 条約の実施のための緊急関税等の導入

- (1) 中華人民共和国の世界貿易機関（WTO）への加入議定書に基づく緊急関税を導入

する。

(2) 日本・シンガポール新時代経済連携協定に基づく関税の緊急措置を導入する。

4 暫定関税率等の適用期限の延長

平成14年3月31日又は平成14年12月31日に適用期限の到来する暫定関税率、航空機の部分品等及び宇宙開発用物品等に係る関税の免税制度、石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税、牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置並びに沖縄県の自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例について、それぞれその適用期限を延長する。

5 施行期日

この法律は、3を除き、平成14年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度一般会計の関税減収見込額は約30億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。
- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、同社の株式の政府保有比率の引下げを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式の政府保有比率の見直し

- (1) 政府は、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならないこととし、当分の間発行済株式の総数の3分の2以上とする規定を廃止する。
- (2) 政府が保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。

2 その他

その他所要の規定の整備を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日を平成14年4月1日から公布の日に改める修正が行われている。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の的確な実施を確保し、金融機関等がテロリズム等に利用されることを防止するために、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、いわゆるマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引に関する届出制度の実効性の確保等に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るものである。

2 本人確認義務等

- (1) 金融機関等が顧客等との間で預金口座の開設や大口の現金取引等を行う際、本人特定事項（自然人の顧客等については氏名、住居及び生年月日、法人の顧客等については名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を、運転免許証の提示を受ける等の方法により確認しなければならない。
- (2) 金融機関等が本人確認をする場合には、顧客本人のほか、会社の代表者等現に取引の任に当たっている者についても、本人確認を行わなければならない。
- (3) 顧客等は、金融機関等が本人確認を行う場合、本人特定事項を偽ってはならない。
- (4) 金融機関等は、本人確認に係る記録を作成し、顧客等との取引関係の終了時から7年間保存しなければならない。

3 取引記録の作成義務等

金融機関等は、顧客等との間で行った取引に係る記録を作成し、7年間保存しなければならない。

4 金融機関等の免責

金融機関等は、顧客等が本人確認に応じないときは、その顧客等との取引を拒むことができる。

5 郵政官署への準用

郵便貯金、簡易生命保険等郵政官署の行う金融取引について、本人確認義務等の規定を準用する。

6 その他

- (1) 行政庁による立入検査、是正命令等、この法律の施行に必要な限度において、所要の監督検査に関する規定を設ける。
- (2) 金融機関等が行政庁による是正命令に違反した場合や、顧客等が隠ぺいの目的で本人特定事項を偽った場合等の罰則を設ける。
- (3) この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、国際社会において、テロリスト等に対する遅滞なき資産凍結が求められている状況にかんがみ、外国為替取引等に係るテロリスト等に対する資産凍結等の効果的な実施を図るため、金融機関等に対し顧客等の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等の本人確認義務等

- (1) 金融機関等が顧客等との間で次の取引を行う場合には、当該顧客等について、運転免許証の提示を受ける等の方法により本人特定事項（自然人にあつては氏名、住所又は居所及び生年月日、法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地）の確認を行わなければならない。

- ① 銀行等が、本邦から外国へ向けた一定金額以上の支払等の為替取引（以下「特定為替取引」という。）を行う場合
- ② 銀行等、信託会社、証券会社及び金融先物取引業者が、資本取引に係る契約の締結その他の行為（以下「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行う場合
- ③ 郵政官署が、郵便為替業務又は郵便振替業務において特定為替取引を行う場合及び郵便貯金業務、郵便振替業務等において資本取引に係る契約締結等行為を行う場合
- ④ 両替業務を行う者が両替を行う場合

- (2) 金融機関等が本人確認をする場合には、顧客本人のほか、会社の代表者等現に取引の任に当たっている者についても、本人確認を行わなければならない。

- (3) 顧客等は、金融機関等が本人確認を行う場合、本人特定事項を偽ってはならない。

- (4) 金融機関等は、顧客等が本人確認に応じないときは、その顧客等との取引を拒むことができる。

- (5) 金融機関等は、本人確認記録を作成し、顧客等との特定為替取引の終了時等から7年間保存しなければならない。

2 関係行政機関の協力

資産凍結等の対象となるテロリスト等を迅速かつ適切に指定するための関係省庁による情報提供等の根拠となる規定の整備を行う。

3 その他

- (1) 所要の罰則の整備を行う。

- (2) この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の改正は、公布の日から施行する。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。

独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）とする。
- (2) 造幣局の目的は次のとおりとする。
 - ① 貨幣の製造等を行うとともに、必要な情報の提供等により、通貨制度の安定に寄与すること
 - ② 勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うこと
- (3) 造幣局は、その役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を大阪府に置く。
- (4) 造幣局の資本金については、造幣局の成立時に造幣局が国から承継した権利に係る財産の価額の合計額から承継した義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を当初の資本金とする。また、政府は必要があると認めるときは追加出資できる。

2 役員

造幣局に、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事3人以内を置くことができる。

3 業務等

- (1) 造幣局の業務の範囲は、貨幣の製造、勲章、褒章の製造及びそれらに関する試験、研究等、現在実施している業務を引き続き行う。
- (2) 造幣局は、貨幣製造業務については、財務大臣の定める製造計画に従って行わなければならない。
- (3) 造幣局は、貨幣の偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものを内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 造幣局は、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 造幣局は、中期目標の期間の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。
- (6) 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は造幣局債券を発行することができる。

4 雑則

- (1) 財務大臣は、中期目標の期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する。

- (2) 財務大臣は、貨幣の偽造に対処する等緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立印刷局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

- (1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）とする。
- (2) 印刷局の目的は、次のとおりとする。
- ① 日本銀行が発行する銀行券（以下「銀行券」という。）の製造を行うとともに、必要な情報の提供等により、通貨制度の安定に寄与すること
 - ② 官報・白書の編集等を行うことにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図ること
 - ③ 国債証券、印紙、郵便切手等公共上の見地から必要な証券・印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ること
- (3) 印刷局は、その役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を東京都に置く。
- (4) 印刷局の資本金については、印刷局の成立時に印刷局が国から承継した権利に係る財産の価額の合計額から承継した義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を当初の資本金とする。また、政府は必要があると認めるときは追加出資できる。

2 役員

印刷局に、役員として、理事長及び監事2人を置くほか、理事4人以内を置くことができる。

3 業務等

- (1) 印刷局の業務の範囲は、銀行券の製造、官報・白書の印刷、国債証券の製造及びこれらに関する試験、研究等、現在実施している業務を引き続き行う。
- (2) 印刷局は、銀行券製造業務については、財務大臣の定める製造計画に従って行わなければならない。
- (3) 印刷局は、銀行券の偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものを内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 印刷局は、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (5) 印刷局は、中期目標の期間の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。
- (6) 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は印刷局債券を発行することができる。

4 雑則

- (1) 財務大臣は、中期目標の期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する。
- (2) 財務大臣は、銀行券の偽造に対処する等緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。
- (3) 内閣総理大臣は、官報等の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、造幣局の独立行政法人化に伴い造幣局特別会計が廃止され、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金も廃止されることとなるため、新たに一般会計に貨幣回収準備資金を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、一般会計に貨幣回収準備資金（以下「資金」という。）を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

2 資金の構成

資金は、造幣局特別会計の資金に属していた現金及び地金、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額、政府において引き換え又は回収した貨幣、一般会計からの繰入金等により構成される。

3 資金の使用

資金は、貨幣の引換え又は回収、貨幣の製造等貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源として使用することができる。

4 資金の管理

- (1) 資金は、財務大臣が、法令の定めるところに従い管理する。
- (2) 地金の保管については、独立行政法人造幣局に行わせることができる。
- (3) 引換貨幣及び回収貨幣が変質又は滅失したときは、その価額を減額又は削除する。

5 一般会計への繰入れ

年度末における資金の額が、政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から一般会計に繰り入れる。

6 施行期日

この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日（平成15年4月1日）から施行する。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な決済を可能とする清算機関制度の整備を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 短期社債等の振替に関する法律の一部改正等

- (1) 短期社債等の無券面化及び振替による権利移転を規定する現行の法律を改正し、振替の対象となる有価証券を、社債、国債等に拡大する。これに伴い、法律の題名を「社債等の振替に関する法律」（以下「社債等振替法」という。）に改める。
- (2) (1)に基づいて振替が行われる国債のうち、財務大臣が指定したものについて、元本部分と利息部分の分離、統合が可能な、いわゆるストリップス債の制度を導入する。
- (3) 振替機関（振替業を営む者として主務大臣の指定を受けた株式会社）と投資家等の間に口座管理機関が介在し、多層構造を有する振替制度（各階層間で振替が行われる仕組み）を構築できるよう、所要の規定を整備する。
- (4) 振替機関の業務規程において、口座管理機関、加入者集会等に関する事項を規定するほか、口座管理機関は、その加入者に対し、当該口座管理機関の上位機関が負う消却義務を連帯して保証する旨を定める。
- (5) 日本銀行が国債の振替を行う振替機関となることができるよう、所要の規定を設ける。
- (6) 新たな振替制度の整備に伴い、権利の帰属、社債券等の不発行、振替に関する手続及び社債等の発行に関する商法の特例等に関する規定を整備する。
- (7) 振替機関及び口座管理機関の誤記載等による損害から加入者を保護するため、加入者保護信託を設ける。振替機関は、主務大臣の認可を受けて、振替機関を委託者、信託会社等を受託者、補償対象債権を有する加入者を受益者とする加入者保護信託契約を締結しなければならない。

また、振替機関及び口座管理機関は、振替機関の定める業務規程に従い、負担金を委託者に対し支払わなければならない。

- (8) 施行日から5年内の政令で定める日までに発行決議がされ、発行後に取締役会において社債等振替法の適用を受ける旨を定めた社債のうち、社債権者の申請により振替受入簿に記録された社債について、社債等振替法の規定を適用するほか、国債等についても同様の特例措置を設ける。
- (9) 社債等の振替制度の整備に伴い、株券の保管及び振替に関する法律における保管及び振替の対象となる有価証券の範囲を株券及び株券に関するものに改める。また、社債等登録法を廃止するほか、その他関係法律の改正を行う。

2 証券取引法等の一部改正

- (1) 有価証券債務引受業を内閣総理大臣の免許制とするほか、当該業務を行う証券取引清算機関の業務、業務方法書、清算預託金、役職員等に関する規定を設ける。

また、証券取引所は、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等を営むことができるよう、規定を設ける。

- (2) 証券取引に係る清算に関する制度の整備に伴い、証券取引所に係る信託金、取引所の業務規程記載事項等に関する規定を整備する。
- (3) 金融先物取引に係る清算に関する制度について、(1)及び(2)と同様の規定の整備を行う。

3 国債の取引及び同市場の整備のための関係法律の改正

- (1) 国債の整理の円滑な実施のため、国債の買入消却の実施の要件を改める。
- (2) 国債の利子額を基準として財務大臣が定める金額を政府に支払うことを約する者に対し、一定の方法によって計算した金額の支払いを約すること（金利スワップ取引）ができるよう、規定を設ける。
- (3) 財務大臣が定める特定の国債について譲渡の制限を課すことができるよう改める。
- (4) 1の(2)により導入されるストリップス債のうち、分離された利息部分に係るものについては、利子所得の対象から除外する等、税制上の措置を講ずる。

4 その他

- (1) この法律は、一部を除き、平成15年1月6日から施行する。
- (2) 所要の経過措置等を定める。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、政策金融機関に対する金融庁の検査を導入できることとするため、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行の9政策金融機関の設置法において所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各政策金融機関の設置法の一部改正

- (1) 主務大臣は、政令の定めるところにより、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できる。
- (2) 内閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかに、その結果を主務大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、主務大臣から委任された権限等を金融庁長官に委任する。

2 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 民間金融機関に対しては依然としていわゆる貸し渋り問題等の批判があること等を踏

まえ、政策金融機関にあつては、民間金融の補完という本来の使命を果たすこと。

- 一 政策金融機関の中小企業等に対する融資については、いたずらに貸し渋り等の批判を招くことにならないよう、金融庁による政策金融機関に対する検査の実施に当たっては、中小企業等の実態を踏まえ適正かつ的確に行い、一律的にならないよう留意するとともに、各主務省庁及び各政策金融機関においては、金融庁による検査の結果を踏まえた上で、政策金融の機能が的確に発揮されるよう努めること。
 - 一 民間金融機関についても、中小企業等に対する資金供給の一層の円滑化を図ること。
 - 一 各政策金融機関の業務運営に当たっては、国民に対する説明責任の確保及び業務の透明性の向上に努めること。
 - 一 我が国金融システムにおける政策金融機関の位置付けやその民間金融補完機能の考え方を明確化した上で、政策金融機関の在り方の見直しを行うこと。
- 右決議する。

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、連結納税制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 適用法人・適用方法

- (1) 親会社（内国法人である普通法人又は協同組合等に関し、他の内国法人の100%子会社に該当するものを除く。）及びその親会社が直接間接に100%の株式を保有する関係（完全支配関係）にあるすべての子会社（内国法人である普通法人に限る。）が連名で連結納税の承認申請書を提出し、国税庁長官の承認を受けた場合には、その親会社を納税義務者として連結所得に対する法人税を納める。
- (2) 連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として適用しようとする事業年度の6月前までに承認申請書を提出する。また、一旦選択した場合には継続して適用する。
- (3) 連結納税制度における申告・納付については、親会社が行うこととし、子会社は連帯して納付責任を負うとともに、連結法人税額の個別帰属額等を税務署に提出する。

2 所得、税額の計算

- (1) 連結所得金額については、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、連結グループ内取引に係る損益の調整等の所要の調整を行った上で、連結欠損金額の繰越控除等について連結グループを一体として計算する。
- (2) 連結法人税額については、連結所得金額に税率を乗じて計算された金額を基に、税額控除等について必要な調整を行い、税額を求める。次いで、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基にして、個別帰属額を各法人に配分する。
- (3) 税率については、協同組合等を除き、原則、現行税率と同様とする。ただし、連結

納税制度創設に伴う税収減に対応するため、2年間は2%の連結付加税を上乗せする。

- (4) 所得、税額の計算に係る諸制度については、個々の制度の趣旨を踏まえ、法人税法、租税特別措置法上の所要の措置を講ずるほか、国税通則法等の規定を整備する。

3 適用事業年度等

- (1) 連結納税制度の適用事業年度については、平成15年3月期決算法人から適用することとし、平成14年度においては、平成14年9月末を連結納税の承認申請期限とする等の経過措置を設ける。
- (2) 連結納税制度の適用開始又は加入に際しては、親会社や税制適格合併、一定の株式交換による子会社等を除き、原則、当該法人の資産を時価評価し、評価損益を計上する。
- (3) 多様な租税回避行為に適切に対応するための包括的な租税回避防止規定を整備するほか、質問検査権、罰則等について、所要の規定を整備する。

4 財源措置

連結納税制度の仕組みの中での措置として、連結付加税のほか、子会社の連結前欠損金の持込み制限、新規子会社等の加入制限に係る措置を講ずる。併せて、退職給与引当金の廃止等の課税ベースの見直しを行う。

5 施行期日

この法律は、平成14年8月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度の租税減収見込額は、約210億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 急激な社会経済構造の変化に対応し、我が国産業の国際競争力を強化するためにも、連結納税制度の円滑な導入が必要である。従って、連結納税制度導入に伴う納税事務の複雑化にかんがみ、納税者に対する細目を含めた制度の周知及び運用に当たって、十分な配慮等を行うよう特段の努力を払うこと。
- 一 歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、連結付加税の見直しについては、企業の連結納税制度の適用状況及び法人税収の動向等経済・財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこと。
- 一 連結納税制度の導入に伴う税務執行に係る業務の質的・量的変化に伴い、事務の円滑化等を図る観点から、従前にも増した国税職員の定員の確保・機構の充実・機械化の促進等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第3号）

【要 旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成13年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
 - 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。
- なお、本法律施行に伴う平成13年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	14. 1. 21	14. 1. 31	14. 2. 1 可決	14. 2. 1 可決	14. 1. 24 財務金融	14. 1. 28 可決	14. 1. 29 可決
			○14. 1. 31 参本会議趣旨説明						
※2	平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	衆	1. 25	3. 13	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 19 財務金融	3. 6 可決	3. 6 可決
			○14. 3. 13 参本会議趣旨説明 ○14. 2. 19 衆本会議趣旨説明						
※4	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 1	3. 13	3. 28 可決 附帯	3. 29 可決	2. 19 財務金融	3. 6 可決 附帯	3. 6 可決
			○14. 3. 13 参本会議趣旨説明 ○14. 2. 19 衆本会議趣旨説明						
※9	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 8	3. 18	3. 28 可決 附帯	3. 29 可決	2. 22 財務金融	3. 8 可決 附帯	3. 12 可決
※17	日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案	衆	2. 15	4. 8	4. 11 可決	4. 12 可決	3. 20 財務金融	4. 3 修正	4. 4 修正
60	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案	衆	3. 12	4. 15	4. 18 可決	4. 22 可決	4. 2 財務金融	4. 9 可決	4. 11 可決
62	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案	衆	3. 12	4. 15	4. 18 可決	4. 24 可決	4. 2 財務金融	4. 9 可決	4. 11 可決
63	独立行政法人造幣局法案	衆	3. 12	4. 18	4. 25 可決	4. 26 可決	4. 10 財務金融	4. 12 可決	4. 16 可決
64	独立行政法人国立印刷局法案	衆	3. 12	4. 18	4. 25 可決	4. 26 可決	4. 10 財務金融	4. 12 可決	4. 16 可決
65	貨幣回収準備資金に関する法律案	衆	3. 12	4. 18	4. 25 可決	4. 26 可決	4. 10 財務金融	4. 12 可決	4. 16 可決

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
69	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	14. 3. 15	14. 5. 28	14. 6. 4 可決	14. 6. 5 可決	14. 4. 15 財務金融	14. 5. 17 可決	14. 5. 21 可決
74	政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案	衆	3. 15	5. 17	5. 23 可決 附帯	5. 24 可決	4. 11 財務金融	4. 26 可決 附帯	4. 26 可決
○14. 5. 17 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 11 衆本会議趣旨説明									
※ 98	法人税法等の一部を改正する法律案	衆	5. 10	6. 5	6. 25 可決 附帯	6. 26 可決	5. 16 財務金融	5. 29 可決 附帯	5. 30 可決
○14. 6. 5 参本会議趣旨説明 ○14. 5. 16 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・ 本院議員提出法律案（2 件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	地域金融の円滑化に関する法律案	櫻井 充君 外 4 名 (14. 2. 6)	14. 2. 8		14. 7. 31	継続審査				
8	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田 五月君 外 9 名 (14. 3. 25)	3. 27		7. 31	継続審査				

・ 衆議院議員提出法律案（2 件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	財務金融委員長 坂本 剛二君 (14. 2. 8)	14. 2. 8	14. 2. 8	14. 2. 8 (予備)	14. 2. 8 可決	14. 2. 8 可決			14. 2. 8 可決
25	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外 5 名 (14. 5. 31)	6. 3	7. 23	7. 30	継続審査		7. 16 財務金融	7. 19 可決	7. 23 可決